

1 調査名称：下妻市都市計画道路再検討基礎調査

2 調査主体：下妻市

3 調査圏域：下妻市全域

4 調査期間：令和元年度

5 調査概要：

本市の都市計画道路は、合併を行う以前の旧下妻市の関東鉄道常総線下妻駅を中心とする下妻市街地周辺及び旧千代川村の関東鉄道常総線宗道駅を中心とする宗道市街地周辺に合計 23 路線が都市計画決定され、これまで着実に整備が進んできた。

一方、近年本市では、人口減少、市街地空洞化、市村合併、更には東日本大震災や関東・東北豪雨災害による各種影響などにより、都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの社会情勢や地域情勢の変化を踏まえると、本市における都市計画道路の役割や機能に変化が生じている可能性があるため、その状況を検証することが必要となっている。

本市では茨城県が策定した「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後、長期間未着手となっている都市計画道路を中心として、現在の社会経済情勢を踏まえた都市の将来像等に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を評価し、計画の継続、変更、廃止の方向性を判断するため、都市計画道路再検討を実施する。

I 調査概要

1 調査名称：下妻市都市計画道路再検討基礎調査

2 報告書目次

1. 調査の基本事項

- 1-1 調査の背景と目的
- 1-2 調査の対象
- 1-3 調査の前提条件
- 1-4 調査の内容と位置づけ

2. 下妻市の概況と都市計画の状況

- 2-1 下妻市の概況
- 2-2 上位計画・関連計画の状況
- 2-3 都市計画の状況

3. 都市計画道路の評価

- 3-1 区間設定
- 3-2 現地写真
- 3-3 調査対象路線の概要
- 3-4 路線・区間別の評価
- 3-5 評価結果

4. 今後の展開

5. 参考資料

茨城県都市計画道路再検討指針運用編（案） ※抜粋

3 調査体制

下妻市都市計画道路再検討基礎調査
発注者：下妻市長 菊池博
事務局：下妻市建設部都市整備課都市計画係

受注者：株式会社ミカミ
代表取締役三上靖彦

4 委員会名簿等： 設置なし

Ⅱ 調査成果

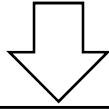
1 調査目的

本業務は、前提条件の整理として都市計画道路再検討路線の抽出を行うほか、再検討対象路線について「上位計画等における位置付け」、「道路機能面での重要性」、「代替路線の状況」、「事業化の課題点」、「道路構造令との整合」などの主に定性的な状況整理を行い、再検討対象路線の概略的な評価結果をまとめ、都市計画道路再検討の大筋の方向性を明らかにし、都市計画道路の路線ごとに計画の必要性や事業の支障となる要因等を評価することによって、都市計画道路としての計画の継続、変更等の方向性を検証することを目的とする。

2 調査フロー

都市計画道路再検討路線の抽出

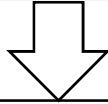
- ・当初都市計画決定後 20 年以上未着手となっている区間を有する路線
- ・特別な事由による再検討の必要性がある路線



都市道路等の幹線道路ネットワークの確定

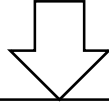
- ・幹線道路ネットワーク（道路網構成, 道路網再編方針等）
- ・路線別の役割（位置付け, 管理主体等）
- ・路線別の性格（道路種別, 主な交通等）
- ・道路諸元等（交通量, 車線数, 種級等）

都市計画マスタープランなどに位置付け



見直し候補路線の抽出

- ・都市計画の廃止などが想定される路線



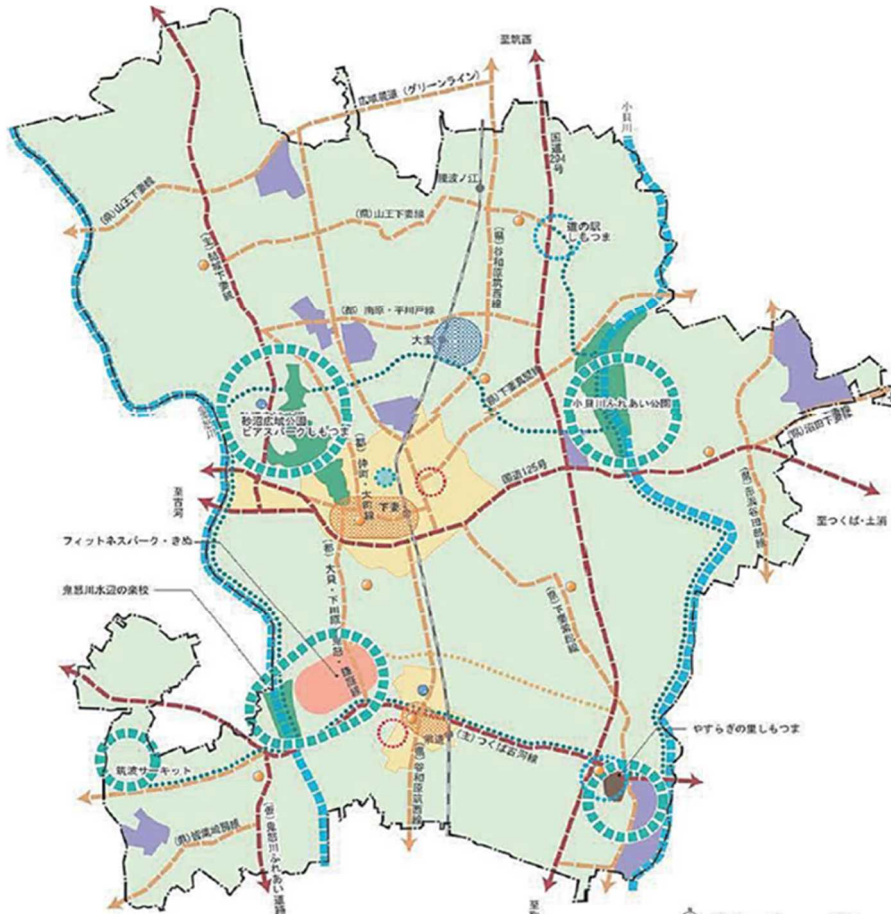
都市計画道路再検討

- ・都市計画道路再検討カルテの作成
- ①上位計画等における路線の位置付け
- ②道路機能の検証
 - ②-1 ネットワーク性
 - ②-2 交通機能
 - ②-3 空間機能
 - ②-4 市街地形成機能
- ③対象路線の代替道路の有無
- ④事業化に支障となる要因の検証
 - ④-1 住民等の意向
 - ④-2 地形地物及び物理的な制約等
- ⑤道路構造令との整合

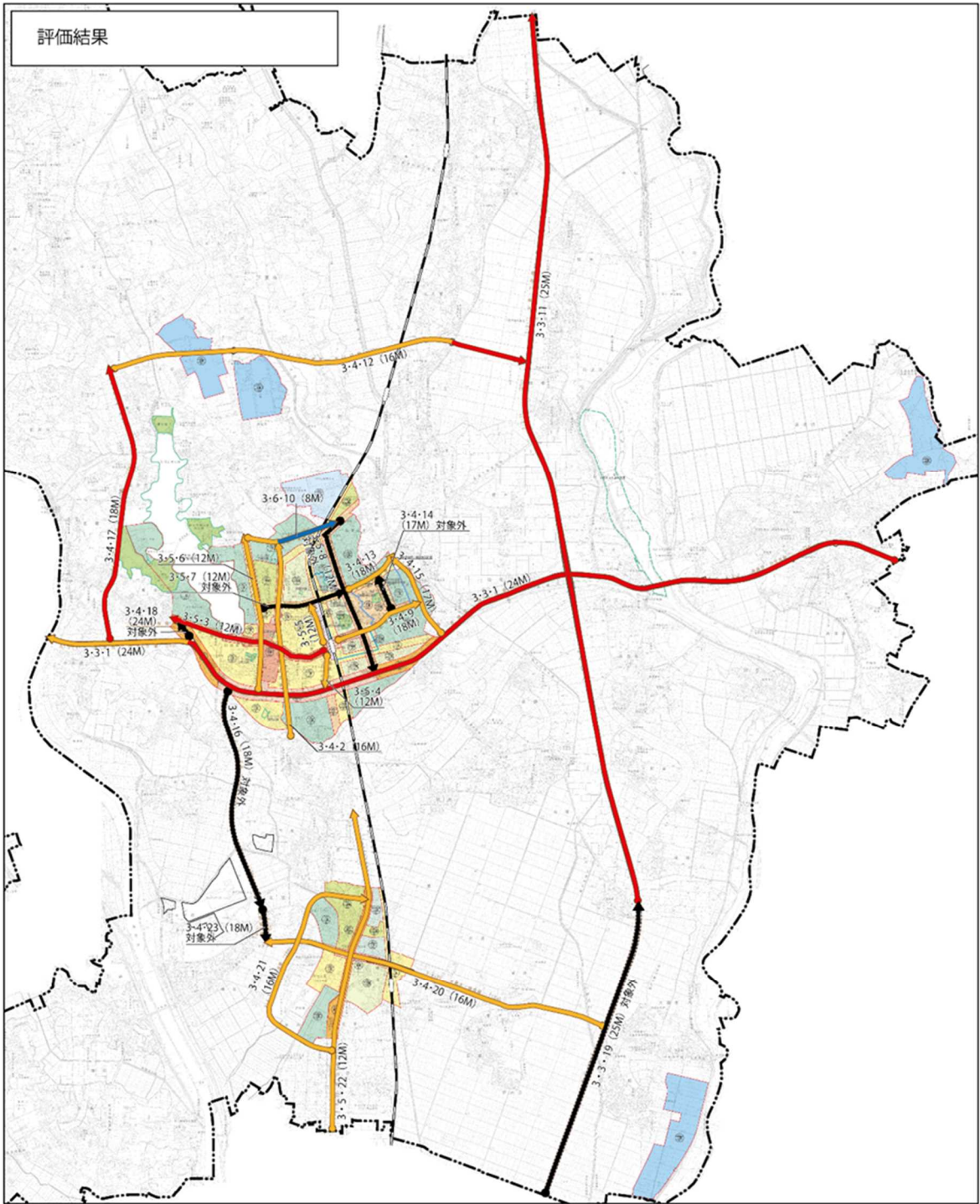
3 調査圏域図

※調査対象の圏域図を添付してください。

調査対象の圏域は市内全域です。



評価結果



凡例

- | | | |
|----------------|-------------|--------|
| 都市計画道路 (再検討対象) | 存続 | |
| 都市計画道路 (対象外) | 要検討 | |
| 区間番号 | 要検討・廃止・見直し | |
| 区間分割位置 | 再検討対象外 (存続) | |
| | | 都市計画区域 |

次年度以降、引き続き本市の都市計画道路再検討を行うにあたり、次のような事項に留意して行うこととする。

①再検討のための詳細な検証作業の実施

本調査において整理した評価結果については、庁内関係部署や茨城県関係部署との協議や合意を経て、最終的な総合評価とすることが必要となる。

庁内各部署の例としては、企画部門、道路建設部門、教育部門、産業振興部門、各種福祉部門のほか、各種法規制に関わる部門などが想定される。

また、茨城県などの関係機関の例としては、茨城県都市計画課、同道路建設課、同道路維持課、同常総工事事務所、茨城県警察本部交通規制課などが想定される。

なお、今後の大まかな流れについては、本調査のP5のとおりである。

②交通量の確認

道路の需要に関する既存の統計データとしては、国土交通省が実施している全国道路交通情勢調査（交通センサス）があるが、本調査のP27に整理したように、その調査地点は限定的である。

このため、交通センサスとは別に、現在の交通状況の状況把握を行うことが必要と見られる。

③市民意見などの収集

一般に、都市計画道路を整備することに関しては、様々な立場の様々な意見があることから、これまでの都市計画決定の経緯を含めて、再編道路網（案）や都市計画道路の見直し案（都市計画の変更案）に関する市民や地権者、各種団体の意見を得ることが重要である。

さらに、都市計画道路の計画線内の民地では建築制限が生じていることから、これまでのセットバックの実績などの運用状況についてもあらかじめ整理しておくことが重要である。

④都市計画マスタープランの見直し

本市の都市計画マスタープランでは、周辺市町との円滑な連絡を確保するために広域幹線道路が、広域幹線道路と連携するとともに主要な拠点を支える都市の骨格となる道路を主要幹線道路が、主要幹線道路と連携して、主に市街地を支える道路として都市幹線道路が配置されている。また、上記の道路以外に、市街地の環境改善等と連動して必要となる主要な道路を、地区の生活道路等をさばく地区幹線として配置されている。

今後の都市計画道路再検討作業において、都市計画道路の長期未着手区間については、沿道の土地利用状況や市街地構造等、社会経済情勢の変化を考慮して、計画幅員の縮小、廃止など整備の方向性が示されることから、本市の都市計画に関する

最上位計画である「都市計画マスタープラン」との整合を図る必要がある。